

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 5 号

天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和 4 年 3 月天理市規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「4,900 円」を「6,200 円」に改め、同項第 2 号中「5,300 円」を「6,700 円」に改め、同条第 4 項第 1 号中「300 円」を「380 円」に改め、同項第 2 号中「350 円」を「440 円」に改める。

第 5 条中「標準実施回数を超えて実施することができる」を「この限りでない」に改める。

第 7 条第 4 項第 1 号中「300 円」を「380 円」に改め、同項第 2 号中「350 円」を「440 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の天理市学校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費から適用し、同日前に実施する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。